

答 申 第 1 号  
令和5年11月6日

高砂市長 都倉 達殊 様

高砂市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 小 林 直 樹

高砂市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱要綱  
について（答申）

令和5年10月3日付高諮第9号で諮問のあった標記のことについては、審議した結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 高砂市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

諮問のあった高砂市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）については、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律第66条第1項が求める行政機関の長等が保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために講じなければならない必要かつ適切な措置の内容を満たし、措置の基準として適当である。

#### 2 取扱要綱に規定する予定の安全管理措置

主な内容

##### （1）管理体制

保有個人情報の適切な管理を確保するため、総括保護管理者、主任保護管理者及び保護管理者を置き、保有個人情報の管理に関する事務を行うため保護担当者を置く。また、保有個人情報の管理の状況について監査するため監査責任者を置くものとする。

##### （2）教育研修

保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

##### （3）保有個人情報の取扱い

次の各事項について、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、組織として対応するも

のとする。

- ① アクセス制限に関する事項
- ② 複製等の制限に関する事項
- ③ 誤りの訂正等に関する事項
- ④ 媒体の管理等に関する事項
- ⑤ 誤送信等の防止に関する事項
- ⑥ 廃棄等に関する事項
- ⑦ 保有個人情報の取扱状況の記録に関する事項
- ⑧ 外的環境の把握に関する事項

#### (4) 情報システムにおける安全の確保等

次の各事項について、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、組織として対応するものとする。

- ① アクセス制御に関する事項
- ② アクセス記録に関する事項
- ③ アクセス状況の監視に関する事項
- ④ 管理者権限の設定に関する事項
- ⑤ 外部からの不正アクセスの防止に関する事項
- ⑥ 不正プログラムによる漏えい等の防止に関する事項
- ⑦ 情報システムにおける保有個人情報の処理に関する事項
- ⑧ 暗号化に関する事項
- ⑨ 記録機能を有する機器・媒体の接続制限に関する事項
- ⑩ 端末の限定に関する事項
- ⑪ 端末の盗難防止等に関する事項
- ⑫ 第三者の閲覧防止に関する事項
- ⑬ 入力情報の照合等に関する事項
- ⑭ バックアップに関する事項
- ⑮ 情報システム設計書等の管理に関する事項
- ⑯ 情報システム室等の入退管理に関する事項

#### (5) 保有個人情報の取扱いの委託等

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講ずるとともに、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限とする。また、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、確認するものとする。

#### (6) 安全管理上の問題への対応

保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理す

る保護管理者に報告するとともに、個人情報保護に関する法律に基づく規定により個人情報保護委員会への報告が必要な場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

#### (7) 監査及び点検の実施

監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、保護管理者は、各課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うこととする。

### 3 審査会の判断理由

取扱要綱については、個人情報保護委員会が「安全管理のために必要かつ適切な措置」として挙げている以下の「組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、外的環境の把握、委託先の監督及び監査・点検等の措置」に係る保有個人情報の安全管理に必要不可欠な各事項を含み、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じた必要かつ適切な内容となっている。

#### (1) 組織的安全管理措置

- ・総括保護管理者、主任保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指定並びにこれらの者の任務に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況に係る記録に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報の漏えい等の事実若しくは取扱いに係る規律に違反している事実又はこれらの事実の発生のおそれを認識した場合の総括保護管理者への報告体制に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つための方法に関する規定を定めている。

#### (2) 人的安全管理措置

- ・保有個人情報の取扱いに従事する者に対する必要な教育研修に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う情報システムの管理に関する事務に従事する者に対する必要な教育研修に関する規定を定めている。
- ・保護管理者及び保護担当者に対する必要な教育研修の定期的な実施に関する規定を定めている。

#### (3) 物理的安全管理措置

- ・保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等の外部への送付又は持出しに関する規定を定めている。

- ・保有個人情報の削除又は保有個人情報が含まれる機器若しくは媒体の廃棄に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う職員による端末の外部への持出し又は外部からの持込みに関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う情報システム端末の盗難又は紛失等を防止するための措置に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報が記載されている書類等の誤送信、誤送付、誤交付及びウェブサイト等への誤掲載を防止するための措置に関する規定を定めている。
- ・USBメモリ等の記録機能を有する機器等の情報システム端末への接続を制限する措置に関する規定を定めている。
- ・情報システム室等や保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設等における入退の管理、部外者の立入時の手続き、外部電磁記録媒体の持込み、利用又は持出し等に関する規定を定めている。
- ・情報システム室等について、外部からの不正な侵入に備えた措置に関する規定を定めている。

#### (4) 技術的安全管理措置

- ・保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について、その保管・複製・廃棄等に関する規定を定めている。
- ・情報システムを使用した保有個人情報を利用する事務について、アクセス権限を付与する職員の範囲や権限の内容に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う情報システムに係るアクセス記録の保存及び定期的な分析に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う情報システムへのアクセスに必要な認証方法につき、その管理に関する規定を定めている。
- ・秘匿性や情報量等に照らし、特に重要と判断される保有個人情報を取扱う情報システムについて、アクセス状況を把握する機能の設定や当該設定の定期的な確認等に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報を取扱う情報システムにつき、ファイアウォールの設定等、外部からの不正アクセスを防止するための対策に関する規定を定めている。
- ・不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のための対策に関する規定を定めている。

#### (5) 外的環境の把握

- ・保有個人情報が外国で取扱われる場合に関する規定を定めている。

#### (6) 委託先の監督

- ・保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託先の選定方法等に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、委託契約で定めるべき内容や委託先から取得すべき書類等に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、その実態を職員

が確認することに関する規定を定めている。

- ・保有個人情報の取扱いに係る外部への委託について、委託の要否の判断や委託先に取扱わせる保有個人情報の範囲等に関する規定を定めている。
- ・保有個人情報の取扱いに係る業務の外部への委託について、再委託を行う場合の制限に関する規定を定めている。

(7) 監査・点検等の措置

- ・保有個人情報の取扱状況について、自己点検及び監査担当部署による監査に関する規定を定めている。
- ・監査の結果等を踏まえ、必要がある場合は保有個人情報の取扱いの見直し等の措置に関する規定を定めている。

4 結論

以上のことを踏まえ、当審査会は、取扱要綱について上記1のとおり答申する。